

林政審議會施策部会

第2回議事録

林野庁

第 2 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会
議 事 次 第

日 時：平成29年12月19日（火）10:00～11:59

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 . 開 会

2 . 林 政 部 長 あ い さ つ

3 . 議 事

（ 1 ） 「 平 成 2 9 年 度 森 林 ・ 林 業 白 書 」 の 検 討 に つ い て

（ 2 ） そ の 他

4 . 閉 会

○山口企画課長 それでは、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

まず初めに、林政部長の渡邊から御挨拶を申し上げます。

○渡邊林政部長 おはようございます。本日はお忙しい中、当施策部会に御出席を賜りまして、どうもありがとうございます。林政審議会の施策部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

8月に開催されました前回の施策部会では、29年度の森林・林業白書の特集テーマとして、「新たな森林管理システムの構築」を取り上げていただくことに加えまして、第2章以降の章立てなど今後の作成方針について御議論いただいたところでございます。

新たな森林管理システムにつきましては、その後いろいろ検討が進みまして、昨今の状況について少し御紹介をさせていただきたいと思っております。まず、林野庁が長年にわたって要求しておりました森林環境税の関係でございますが、先日12月14日に与党の税制改正大綱が決まりまして、その中で、31年度の税制改正において創設されることが決まっております。新たな森林管理システムにおいて、市町村の取組にこの財源が充てられることになっております。

なお、森林環境税は、実際に税が徴収されるのは平成36年度からとなっておりますけれども、市町村のほうに譲与する森林環境譲与税につきましては、この新たな森林管理システムが構築される平成31年度から市町村への譲与が始まるという決定がされております。

また、日EU・EPAにつきましても、本年7月に大筋合意をしておりますけれども、その後5カ月の交渉を経まして、先日12月8日に安倍総理と欧州代表の間で交渉妥結に至ったということになっております。

これに先駆けて11月24日には、TPP等総合対策本部におきまして、総合的なTPP等関連政策大綱が決定されまして、TPPだけではなくて日EUも含めた対策ということで、国産の構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるための政策が盛り込まれております。

さらに、11月29日には規制改革推進会議から、「規制改革推進に関する第2次答申」が出されております。この中で、森林・林業改革として新たな森林管理システムの構築について言及がなされまして、このことを受けまして、12月8日に官邸において、農林水産業・地域の活力創造本部が開催されまして、この中で新たな森林管理システムの構築をはじめとする一連の施策が位置付けられました。

このような重要施策につきまして、白書を通じまして広く国民の皆さんに訴えていくということが非常に重要なことだと考えております。委員の皆様方にはそのような観点から御審議いただければと思っております。

本日は、様々な観点から忌憚のない御意見をいただき、今後とも御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口企画課長 ありがとうございます。

続きまして、議事に先立ちまして、会議の成立状況の報告させていただきます。

本日は、委員の皆様全員御出席でございます。当然、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

また、林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料に「配布資料」という紙があるかと思いますが、番号1 構成（案）、番号2 主要記述事項、参考1、参考2、参考3、参考4、参考5、参考6の資料があるかどうかを御確認ください。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。土屋部会長、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 それでは、改めまして、おはようございます。年末の非常に慌ただしい中、しかも、午前中の朝早くからということで、特に遠方の方は非常にこの時間に来るのは大変だったと思うんですけど、よろしくお願いいたします。

今、御紹介ありましたように、今回は委員の方全員が出席ということで、施策部会としてもフルな議論ができるかと思えます。内容については御紹介があったとおり、前は作成方針について議論いたしました。今回は、本文の原案が出てくる前で、今だったらまだ結構変えられるというところだと思います。次の原案が出てくると、大きく変えられなくて、もう少し細かいところになると思いますので、今日の議論も非常に重要だと思います。12時までの間、是非いろいろな立場からの御議論をお願いいたします。

それでは、まず初めに、作成に当たっての構成、主要記述事項の案について事務局から御説明いただいて、それから審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山口企画課長 それでは、御説明いたします。

本来であれば、資料1、資料2という順番で御説明させていただくのが妥当かと思うので

すが、本来であれば、この林政審の施策部会は、通例11月ぐらいに2回目の会議が開催されて、3回目が2月ぐらいとなっておりますが、今回は変則的に12月の開催ということで大変皆様に御迷惑をおかけしております。こういう日程になったのも、税制改正大綱、森林環境税の関
係の議論がありましたのと、あとは活力創造プランの中で林業改革、林政改革について規制改
革会議の議論も含めて大きく取り上げられておまして、その調整過程がちょうど11月に重な
ったということもありまして、若干時期をずらさせていただいております。その関係も含めて
この間出されたものにつきまして若干御説明をさせていただいた上で、本体のほうの資料に入
らせていただきたいと思います。

まず、参考5を御覧になっていただければと思います。

これが、先日12月14日に取りまとめられました30年度の与党の税制改正大綱になります。こ
れを受けて22日に政府のほうの税制改正大綱が取りまとめという形になります。まず、第一の
序文のところ、「パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成
や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関
連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲
与税（仮称）を創設する。」ことが決まったということでございます。

この森林関連法制の見直しというのが、いわゆる新たな森林管理システムの構築と我々が呼
んでいるものでございます。

趣旨が1ページ、2ページにわたって書いてございます。

森林の整備が、地球温暖化防止あるいは国土保全、水源涵養の創出などにつながっていて、
その効果は一人一人が恩恵を受けるものであるが、森林整備を進めるに当たって、所有者の経
営意識の低下、所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足が大きな課題
になっている。こういう課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要で
ある。

このためにも、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理
を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、31年4月から
施行することが予定されている。その見直しを踏まえて、31年の税制改正で、市町村が実施す
る森林整備等に必要な財源に充てるための以下の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮
称）を創設するとなっております。この枠組みについては、6ページの横紙を御覧になってい
ただければと思います。

この森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に当たっては、総務省の検討会

における議論がベースになっているわけですが、その委員には、土屋部会長もお入りいただいて熱心に御議論いただきましてこのようになっておりますことに、まことにありがたく感謝を申し上げる次第でございます。まず、基本的な枠組みとしては、森林環境税は国税であり、都市・地方を通じて一人一人が負担を分かち合っ、森林を国民皆で支える仕組みとして、個人住民税均等割の仕組みを活用するという形になっております。

その全額を譲与税特会に直入した上で、市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与する。この法令上、森林環境譲与税については使途が決められておりまして、市町村が行う間伐あるいは人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用と、都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援の費用にも充てられるという形になっております。

時期・規模でございますが、森林環境税につきましては、東日本大震災に関連して、防災施策に係る財源確保のために、住民税均等割の税率が平成35年度まで引き上げられておりますので、それを考慮して平成36年度から課税となっております。税額につきましては、追加的に森林管理の必要な事業量、国民の負担感を考えまして年額1,000円となっております。

一方で、新たな管理システムの施行にあわせて譲与税の譲与は平成31年度から行う、その間の譲与財源は、後年度における森林環境税の税収を先行して充てるという考え方の下で、暫定的に譲与税特会における借入により対応する形になっております。

7ページのフレームについてですが、平成35年度までは、東日本大震災を教訓とした防災施策分が毎年1,000円ずつ個人住民税均等割に上乘せとなっており、これが取られている。平成36年度から、それに置き代わる形で1,000円ずつ森林環境税が取られていくため、実質的には、国民の負担感是不変という形になっております。その間の財源を借入金で対応するというところでございますが、譲与税の各年度の譲与額の実際の借入金などのスケジュールが8ページに書いてございます。

譲与税につきましては、市町村の森林整備の体制が計画的にきっちりと体制整備がされることを確保しながら、徐々に譲与額が増えていくような仕組みで円滑に制度が施行されるようにということで、このように階段式で譲与額が徐々に増えていく方式になってございます。

この森林環境譲与税の議論の中では、都道府県に譲与税を支払うのかどうかというところも大きな論点になっていたわけですが、市町村が行う森林整備を都道府県が支援・補完する役割というのはやはり当然でございますので、最終的には都道府県に対して1割を譲与しますが、制度当初は、市町村が行う森林整備について、都道府県の役割として、率先していろいろなこと

を主導していただくことが多いだろうということもありまして、譲与割合を2割として、段階的に1割まで減らしていく形で考えているということでございます。

譲与の基準について、譲与税は、客観的な基準を持って市町村なり県なりに支払われることになるんですが、その市町村に支払う分の算定方式としては、50%が私有林人工林面積、20%が林業就業者数、30%が人口という形で決まっております。都道府県につきましても、同様の配分の考え方で譲与基準が決まっております。

最後に9ページですが、全体の仕組みとしては、市町村の住民税の均等割の納税義務者は、今全国で大体6,200万人ほどと聞いておりますが、その方々から国税として森林環境税を住民税均等割に上乗せしていただきまして、それを都道府県を通じて交付税及び譲与税配付金特会のほうに納入し、それを森林環境譲与税という形で都道府県と市町村のほうに配分をしていく。その際の用途としては、先ほども申し上げましたが、境界確定とか路網の整備を含みますが、間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進や普及啓発活動などとなっております。何に使われるか分からないというような一部報道もございますが、法律できちんこの用途については定められることになっておりますし、実際に何を使ったのかというのもインターネット等によって公表するような措置も検討をされているところでございます。

簡単ではございますが、森林環境税がこのように決まっているということをまず御紹介させていただきたいと思っております。

その上で、今度は規制改革とか、当然この森林環境税の動きもにらみながら、農林水産省でも林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けまして施策を検討してきたわけでございます。細かくは参考6の別紙7に全て記載されておりますので、それを後で御覧になっていただきますけれども、大きなフレームとしては、1つ目は、市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに再委託できない森林と再委託に至るまでの森林については、市町村が間伐等の公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。その際、生産性の高い森林については、新システムで構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図る。2つ目は、川上から川下までのサプライチェーンをつなぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現する。二本柱で措置を講じていこうということが、農林水産業・地域の活力創造プランの中に書かれております。農林水産業・地域の活力創造本部は総理が本部長をやられていまして、確か防衛大臣を除く各大臣が全て出席しているという閣僚による本部になってございますが、この本部の下で12月20日にこのプランは決定を

されてございます。

参考6の2ページ目を御覧ください。具体的な施策の8に、「新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等」というのがございますが、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」（別紙7）に即して新たな森林管理システムの構築に向けて、次期通常国会に係る法案を提出するとともに、木材の生産流通構造改革等を推進」するとなっています。ここで森林環境税とこの制度がブリッジされて、この制度を踏まえて森林環境税が構築されるというフレームになって全体が構成されているという形でございます。

では、実際にこれから白書の中で新たな森林管理システムとはどういうシステムなんだというのを御紹介させていただくのですが、その骨格となるのがこの参考6の中の別紙7になります。

まず、市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みをつくるということで、先ほども申しましたが、森林所有者の森林管理の責務を明確化した上で、森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある者に再委託をして、経営を集積・集約化する。市町村が再委託できない森林あるいは再委託に至るまでの森林については、市町村が間伐等の公的管理を行うという形でございまして、つまり、所有者が管理を行わず、再委託もできないようなところは、市町村が公的管理の下で間伐等を行う。基本的に、こういうところに森林環境税・譲与税で市町村にお金が手当されるシステムがつけられるということでございます。

あと、森林管理の委託をこれから進めていかなければいけないわけですが、その際に最初の取っかかりになるのは、やはり森林所有者に適切な時期に森林の伐採、造林、間伐という林業のサイクルをきちんと回してもらい、この森林の適切な管理と効率的な利用に関する責務の明確化をまず行っていく。その上で、森林管理の責務を果たすことが所有者にあっては、市町村への管理委託が進むように、意欲と能力のある林業経営者に委託をすることによって少しでも森林所有者に収益が還元されるような仕組みとか、あるいは逆に言えば、こういう責務が経営を委託することによって免除されるような仕組みを含めて、そういう仕組みをつくっていく。自らちゃんとやりますという意向を示したにもかかわらず放置されているような、伐採、造林、間伐といったサイクルを回さないような森林所有者がいるケースについては、市町村の管理に委ねるなどの仕組みをつくっていく。

あと、経営の集積・集約化に当たっては、様々な森林の管理委託を受ける、ここでは市町村

と書いてありますが、今は県が中心になるのではないかと考えていますが、意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営者に委ねて、生産性の高い林業経営を促す仕組みとする。そのためにも、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道ではなく基幹道も含めた路網整備をしっかりとやっていく、あるいは高性能林業機械の導入を重点的にやっていくという、メリハリのある体制をつくる。

一方で、公的管理については、こういう意欲のある方の手挙げではなかなか対応ができないけれども、やはりしっかり管理していかなければいけない森林がございますので、そういう採算性の見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を推進する。できるだけ民間事業者幅広い範囲で作業委託ができるようにする。

これは森林環境税の議論でもございましたが、市町村の森林・林業行政の体制に不安があるという話があります。この点については、これまでもいろいろな形で人材のマッチングに対する支援など行っていますが、市町村域を超えて森林管理を行うことが効率的であるような場合については、都道府県が業務を代行できるような仕組みを入れていく。

新システムの遂行に要する財源の確保については森林環境税を活用する。

当然、国有林野とも連携して取り組んでいかなければいけないということで、新システムの対象となる意欲と能力のある経営体の受注機会の拡大への配慮等にも対応していく。

何と云っても、政府全体としては、今、所有者不明の土地問題が重要な課題になっておりまして、特に森林は所有者がなかなか分からないとか、登記がなかなかされず共有関係が発生しているような土地が多いとかそういうことがございますので、このシステムの構築に合わせて所有者不明の森林について、固定資産税を払っているような実質的に管理をしているような相続人が共有者の一部を確知できない場合に、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるような仕組みをつくることを今検討しております。

あともう一点、こういうシステムをつくっても川下のほうとしっかり連携していかないと、経済的に材が供給されないということになりますので、木材の生産流通構造改革を進めるということで、川上の対策とあわせて川上から川下までの連携を進めて流通コストの削減、木材需要の拡大を図るために、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築、ICTの活用による作業効率や付加価値の向上、担い手の確保、森林組合との連携、あるいは加工業者が林業に進出したり、林業経営体が川下へ展開を図るといった新しい取組をするような担い手に政策資源を重点化していくということがまず1点。

もう一点は、木材の利活用を過度に制限しているような規制の見直しも、この際検討してい

かないといけないのではないのかということで、これは今、国交省の方で検討を様々な形でしていただいております、林野庁としても連携しながら対応していきたいということでございます。

あとは国有林における検討ということで、民間事業者が長期・大ロットで販売を行うような手法の提案募集・検証の成果を活かしていかなければいけないということが記載されております。

特に2. の生産流通構造改革の部分につきましては、来年6月までにいろいろなものを検討した上でKPIを定めて具体策を講じるという形になっておりますので、我々、規制改革ですとか未来投資会議といった官邸、内閣府の皆様とのディスカッションは今後も続けていくという形になってございます。これが、8月に施策部会を行ってから今まで施策的に詰めてきたところの成果になるわけでございます。それを受けまして、今回、新たな森林管理システムにつきまして記載をしてございます。

資料1に入りますが、資料1はトピックスを含めて各章の項立てについて御紹介しております。

トピックスにつきましては、今年は森林環境税（仮称）の創設、日EU・EPAの大枠合意、これについては、交渉妥結ということだと思いますが、あとは「地域内エコシステム」の構築、「日本美しい森 お薦め国有林」の選定、明治150年というこの5つで考えているところがございます。

第I章の新たな森林管理システムの構築については、我が国の森林資源の充実とその利活用について、オーストリアと比較しながら課題を明らかにしていきたい。

2点目としては、新たな森林管理システムの構築について、仕組みとやろうとしていることをしっかり問題意識を含めながら書いていきたい。

3点目としては、これは川上のシステムですが、これを活かして林業の成長産業化を進めていくための川下との連携のあり方についても記述していきたいと考えております。

II章以降、通常章につきまして、通常の昨年までの枠組みを基本的に踏襲しつつ、新しいテーマについては、特に木材の部分とかが若干そういう部分は多いですが、新たな管理システムとの関係も踏まえて、その木材の需要拡大に向けた考え方について記載するようなことで検討しております。

以上が構成のところでございます。

実際に資料2を御覧いただければと思います。

まず、トピックスについてですが、1番目は先ほども申し上げましたとおり、森林環境税（仮称）の創設についてでございます。何と云っても、水源税からいうと30年来、森林環境税という意味でも十数年来の要望してきた事項がいよいよ達成されそうになっているということで、トピックスの1番目として取り上げさせていただければと思っております。

2番目の日EU・EPAにつきましても、12月に交渉妥結ということで、林産物については、構造用集成材の即時撤廃を回避して、一定期間の撤廃期間を設けているわけですが、それを受けて競争力強化の対策なども推進していかなければいけないということを記述します。

3番目の「地域内エコシステム」につきましては、森林資源をマテリアルやエネルギーとして集落を中心として持続的に活用していくための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」をつくっていかなければいけないということを、山本前大臣のお声かけで、農林水産省と経産省のほうで検討を進めてきておりまして、この取りまとめを受けて地域でのモデルづくりを推進しようという動きになってはいますが、それを御紹介させていただきたいと思っております。

4番目の「日本美しい森 お薦め国有林」につきましては、平成29年度より国有林の「レクリエーションの森」を核とした山村における観光地域づくりの取組を支援しております。今、農林水産省全体でいうと、農泊等のいろいろな取組や、外国の方々にも多く地方においていただくという取組を推進しているわけですが、その一環として、「日本美しい森 お薦め国有林」を民間の方々の意見を踏まえて、本年4月に94か所選定しておりますので、その紹介をさせていただきたいと思っております。

最後、平成30年はちょうど明治満150年ということでございまして、農林水産省の白書共通で、この150年間のそれぞれの分野の軌跡を紹介とかまとめていこうという話になっております。これは政府全体として明治150年ということで何かやっぴいこうという形になっていて、農林水産省としては白書の中でもそれをやっぴいこうという話でございますが、明治30年の森林法制定、その後の国有林野法制定など森林・林業政策の成り立ちですとか木材産業の動向等を振り返り、あとは、戦後荒廃した森林が今、主伐期を迎えるまで資源が回復してきたような過程についても記述したいと考えております。

次に、第I章ですが、新たな森林管理システムの構築につきましては、御承知のとおり、今人工林の約半数が10齢級となり主伐期を迎えているわけですが、そういうような今までにないような時代に合わせて、これまでの森林資源の成長を促す保育だけでなく、伐って、植えて、使うという新たな時代が到来したことを踏まえて新しい仕組みをつくっていかなければいけな

い。

その際に、(2)でございますけれども、その林業の小規模な所有構造と林業経営者の規模拡大指向とのミスマッチ、あるいは欧米と比べた路線整備とか高性能林業機械の導入の遅れなどの課題を解決するために、この森林管理システムを構築していく必要がある。

その際、比較対象としてオーストリアを取り上げていこうと考えておりますが、オーストリアは、その森林所有規模は日本に比べて小さいものの、50ヘクタール以上の森林所有者による所有面積が7割ほどで、林業経営が大規模になっている。

あとは、「さらに、」以下で書いていますけれども、まず中小の森林所有者からの原木供給を安定的に進めるために、農林会議所というところが主導していろいろな組合をつくって供給の大ロット化を図るといふ動きと、木材産業における製材工場の大規模化が一体的に進められた結果、原木の供給が、1970年代に比べてほぼ倍増している。そういう動きと日本の動きを対比していければと考えております。

「2. 森林・林業の再生に向けた取組の成果と現状」についてですが、これまで日本でも森林・林業の再生に向けて取組を推進しているわけでございますが、フォレスター等の人材育成を進め、路網開設延長が増加しております。結果として、ここ数年は木材自給率も上昇して、今や30年前と同水準ぐらいになってきているわけでございます。こういう成果は上がっておりますが、一方では、例えば森林経営計画の作成率が30%に留まっている、あるいは小規模零細構造が解消していないといったような課題があるということも紹介させていただきたいと思っております。

その上で、「3. 新たな森林管理システムの構築の方向性」ということで、森林所有者の森林管理の責務を明確化した上で、林業の課題を打破していくための仕組みの構築をして、適切な森林管理が行われていくようにしていかなければいけないということで、制度の設計、市町村による林業経営の集積の仕組みの構築ですとか、意欲と能力のある林業経営者の育成をどういうふうに進めていくのか、そのための予算措置も含めてどうやっていくのか、なかなか経済的に回らない、条件が不利な森林については、どういう形で管理を行っていくのかというようなことを、新たな森林管理システムに合わせて、その考え方、方向性を記述していきたいと思っております。

集積をしていく上での条件整備として、まずは何と言っても所有者不明の森林の問題がございます。これまでも森林法の改正等で、間伐を行う木の所有権を移転したりとか、共有者が一部不明であっても、共有者が伐採したい場合に裁定に基づいて伐採を行う制度は、森林法の中

でもこれまで措置されてきておりますが、個人の権利にかかわるような制度でございますので、都道府県も慎重に運用しているということで実績が上がっていないという現状でございます。

こうした中で、共有林について、より簡素な手続で集約できるような仕組みの構築を今回検討しておりますので、その仕組みの紹介と、それを活かして権利設定をしっかりとしていかなければいけないんだという問題提起をさせていただければと考えております。

その上で、例えば境界不明の土地では、事例にあるように、ドローンを活用して高齢者や不在村者であっても、ドローンの情報を見ることで現場に行かなくても境界の明確化に取り組んだりとか、そういういろいろな動きが出てきておりますので、そういうことを紹介させていただきたいと思っております。

「4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携」では、先ほど来申し上げたように、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの構築ですとか、オーストリアと比べても流通コストが高いというような状況になっておりますので、その流通コストの削減に向けた取組をやっていかなければいけないんだということを含めて御紹介をさせていただく。

あとは、木材需要が伸びていますが、伸びの中心が合板やバイオマスに利用されるB材、C材が中心になっておりますが、やはりこれから主伐期を迎えて、A材が利用可能になってまいりますので、非住宅分野においてA材需要を生み出していくことが必要だというようなこともしっかりと記述していかなければいけないと思っております。

最後に、こういう非住宅分野で建築に木材を取り入れていくためには、JAS無垢材を安定的に供給する必要があるので、そういう普及ですとか、その取引効率化が重要だということについても記述をして、皆様にそういう意識の喚起をできればと思っております。

事例としてはもう一つ、最近では川中・川下の人が川上へ、川上の人が川下へという動きが出ていますので、伊万里木材による森林信託の取組なども紹介をさせていただきたいと思っております。

次は、通常章の御説明に入ります。基本的には、これまでの通常章の流れを踏襲する形でデータはしっかり紹介をする、いろいろな取組を漏れなく伝えるということでやってまいりたいと思っておりますが、やはりその中でも何点か強調すべきところはあるんだろうと思っております。

まず、第Ⅱ章の森林の整備・保全で言いますと、「2. (1) 森林整備の推進状況」ですが、これは、昨年の白書の特集章で取り上げた技術開発の話に関わるころでもありますので、ここについてはしっかりとフォローアップをして書いていきたいと思っております。

あと（３）（４）についてですが、これまで研究・技術開発の推進と普及の推進を同じ項目で書いておりましたが、やはり研究開発も人材育成もとても重要なテーマでありますので、このところはしっかり分けて、今何をやっているのか、どういう方向なのかということをしっかき書いていきたいと思っております。

続きまして、「３．森林保全の動向」でございますが、こちらにつきましては、治山対策について、特にやはり今年、林業でいうと大きな話として九州北部豪雨で相当数の被害が発生しましたので、今後の対策も踏まえて、林野庁では、「流木災害等に関する治山対策検討チーム」を設置して様々な検討を行って、その中間取りまとめを公表しております。

７ページの右側にその考え方の概要を載せているわけでございますが、このような考え方に基づいて、全国の森林の状況等から今後対応していかなきゃいけない事業箇所を選定した上で実施するという形になっていきますので、こういう取組についても紹介をしていきたいと思っております。

次に、「（３）森林における生物多様性の保全」についてでございます。こちらも国民的関心が高い事項と認識をしております。

ユネスコエコパークに新しく「祖母・傾・大崩」と「みなかみ」が登録決定されておりますので、このような新しい動きを紹介したいと思っております。

さらに、「（４）森林被害対策の推進」でございます。これは、地方に行くと、農もそうですが、林もやはりシカによる被害を何とかしてほしいという声が非常に大きくなっております。それを受けて、28年の森林法改正で、市町村森林整備計画で鳥獣害防止森林区域を設置した上で鳥獣害防止対策をやるという枠組みができておりますが、そういう動きも含めて鳥獣害対策についての考え方をしっかりと書いていきたいと思っております。

次の９ページに入りますが、これは後のほうでも出てきますが、クリーンウッド法が今年５月に成をしておりますので、その施行状況などにつきましては、第Ⅳ章の木材の章で詳細について書いていきたいと思っております。

温暖化対策につきましては、パリ協定の状況、これはやはり国民の皆様にも温暖化対策についてしっかりと御議論いただくことが環境税の対策にとっても重要になりますので、そういう理解を深めるためにも丁寧な記述にしていきたいと思っております。

生物多様性でいうと、名古屋議定書につきまして今年５月に締結して締結国になりましたので、そういう紹介をしていきたいと思っております。

次に、第Ⅲ章の林業と山村についてでございます。

こちらは、センサスによる様々なデータ、あるいは素材生産の状況などを、例年どおり紹介していきたいと思っておりますが、受託及び立木買いで素材生産を行った林業経営体が、前回と比較すると9%増で、素材生産量も42%増、1林業経営体当たりの素材生産量が30%増となっております。生産性は向上していますけれども、まだまだ欧米に比べると低水準ですので、生産性向上の動きをしっかりと後押しして取り組んでいかなければいけないということを中心に紹介をしていきたいと思っております。

「(3) 林業の生産性の向上に向けた取組」では、これも基本的には新たな森林管理システムの意欲と能力のある経営体の動きのサポートみたいなところとも関連しますので、それぞれICTの活用、あるいは高性能林業機械の動向、あとは造林と伐採の一貫作業システムなど、生産性向上に向けて必要となる施策についてはしっかりと紹介をしたいと思っております。

「(4) 林業労働力の動向」ですが、お手元の資料には載っていないのですが、27年の国勢調査の状況の数字が今出ていまして、残念ながら、若年者率が、平成22年が18%だったんですが17%になっておりまして、一方で、高齢化率が、平成22年が21%だったんですが、27年は25%になっております。ここはしっかりと白書の本体のほうではそのような動向だということをしかりと紹介をしたいと思っております。

あとは、これからやはり林業分野に若い方々をはじめとする雇用がしっかりと入ってきて産業として成立していくようにするためにも、林業災害を防止して、健康で安全な職場づくりを推進することが必要になってまいります。こういう働き方改革の部分も含めてそういう大切さをきちんと表現できればなと思っております。

きのことか林産物、あとは薪の関係は例年どおりに記述します。

「3. 山村の動向」についてですが、基本的には例年どおりの記述で考えておりますが、「(2) 山村の活性化」の部分で、地域の里山林の適切な管理とか、都市と山村の交流促進といった分野については、森林の多面的機能の発揮とかいろいろな観点で重要でございます。大規模化、成長産業化も大切ではございますが、こういう里山の保全など皆が関わってやっている保全活動の重要性についてもきちんと表現はしていきたいと思っておりますし、あとは、都市・農村交流促進で、先ほどのトピックスのところの「お薦め国有林」のような動きもありますが、やはり日本の山村地域の森林が観光資源としても有用だということもしっかりと表現できればと思っております。

第IV章の木材産業と木材利用でございますが、木材の需給動向について、我が国の国産材の供給量は増えています。平成14年を底に、今2,700万 m^3 ぐらいまで伸びてきていまして、これ

は37年に4000万立米、これは50%ぐらいの自給率になるわけですが、この森林・林業基本計画の進捗を上回るような伸びになっていまして、そういう順調に推移していることを紹介するという事はしっかりやっていきたいと思っておりますし、あとは違法伐採対策につきましても、クリーンウッド法について、今5機関が登録業務を開始しているという新しい動きも紹介していきたいと思っております。

15ページに行きまして、木材輸出についてですが、平成28年の木材輸出額が238億円となっていて、今年も昨年より伸びている状況でございます。確か去年の水準はもう達成したという状況だったかと思うので、木材の輸出目標、確か250億だったかと思うんですが、そこには到達するわけですが、さらに伸ばしていかなければいけないということで、「ジャパンウッドステーション」を設置してPRしている取組ですとか、あるいは中国、韓国、台湾、ベトナムを対象とした輸出拡大の取組方針を取りまとめているので、そういうことも御紹介させていただければと思っております。

木材産業の動向につきましては、出荷額が対前年6.7%増、2.7兆円で、付加価値額が19.9%増の約9,000億になっていまして、こういうような元気のある様子もPRさせていただければと思っております。

「2. 木材産業の動向」の中では、これまで製材、集成材、合板、チップ、プレカット、木材流通についてはそれぞれこれまでも紹介しているように、動きを御紹介させていただきたいと思っておりますが、それに加えて、今回は通常章の中で、(8)として、新たな製品・技術の開発・普及ということで、CLT、木質耐火部材、地域材を活用した横架材等の技術開発の状況、セルロースナノファイバーの状況、あとはバイオマス利活用についてロードマップが改訂されたことについて、新しい分野の製品の開発・普及というのを項立てして少し書き込んでいきたいと思っておりますのと、一番最初に部長の渡邊からもありましたが、何と言っても木材産業業界にとっては日EU・EPAの話は非常に大きな話でございますので、「総合的なTPP等関連政策大綱」を改訂して、加工施設の生産性向上に取り組んでいるんだというところも(9)で項として起こして書いていきたいと思っております。

「3. 木材利用の動向」について、(2)のところは、これまでは「住宅分野における木材利用」という項立てでありましたが、住宅に限らず、今後は非住宅の建築ですとか中高層の建築における木材利用を推進するためのCLTの活用とかそういうことをしっかり書くために、「建築分野における木材利用」として改めて幅広く記載ができればと思っております。

公共建築物等における木材利用のところですが、公共建築物の木造率はだんだん上がってき

ています。低層につきましては26%にまでなっています。一部の県では、低層で5割を超えるような県も出てきているという話を紹介させていただいた上で、今年6月に基本方針を変えて、より積極的に木造化を促進するという規定を入れていきますので、そういう紹介をさせていただきたいと思っております。また、やはり今後、民間事業者が整備する公共建築の部分、医療・福祉関係ですとかそういうところで木材利用を進めていかなければいけないんだということを深掘りして記述することで、皆さんの意識に少しでも触れるようにしていきたいということと、あとは都市部における木材利用の促進を図るためには内装の木質化が効果的だという話も触れていきたいと思っております。

バイオマスにつきましては、冒頭のトピックスでもありました地域内エコシステムに向けた動きなども紹介をしていきたいと思っております。

第V章の国有林につきましては、従前の書きぶりのところが多いわけですが、特に林業の成長産業化への貢献ということで、昨年、部会長からも、成長産業化に向けていろいろ取り組んでいるのだから、きちんと体系立てて書くべきだといわれておりました、それで去年、体系的に書いたと思っているんですが、加えて、森林管理システムで受注の機会を増大するようなこととか、国有林野事業で把握している意欲と能力のある林業事業者の情報を市町村や都道府県に提供するような話も書いていければと思っています。

最後に、第VI章の東日本大震災からの復興のところがございます。

着実に復興していることと、しっかり取り組んでいるということを書いていきたいと思っておりますが、最後21ページになりますけれども、特に「2. 原子力災害からの復興」のところ、避難指示解除区域等で10か所のモデル地区を選定して、里山の再生に向けた取組を総合的にやっていることとか、あるいは林業再生対策を実施していること、安全な林産物の供給ということで、きのこなどで出荷制限が課されていますが、栽培管理を行って出荷制限が徐々に解除されているという話を丁寧に書いていければと思っています。

若干予定よりも長くなりましたが、以上でございます。

○土屋部会長 丁寧な御説明ありがとうございました。

丁寧な説明をいただくと、審議時間が短くなるということで、なかなか難しいんですけども、一応12時までとなっておりますので、残り55分になっています。

今からそれぞれの委員から様々な御意見をいただいて、それに対して事務局のほうから適宜お答えをいただきたいと思います。トピックスの部分といわゆる特集章の第I章の部分、それからその後の通常章といわれる部分について、全部でかなりのページ数となっておりますが、

それを審議していかなければなりません。

毎年、大体後ろのほうになると時間がなくなりますので、何とか後ろのほうでも時間を確保したいと思っております。やはりそうはいつでも特集章やトピックスは国民の目に触れることが一番大きい部分で重要ですから、1時間で考えると25分ぐらいはトピックスと特集章に割いて、あとは1章分が4ページずつぐらいでできていますので、あとは8分ぐらいで細かく刻んで、ほかの章をそれぞれやっていくという形でやっていきたいと思っております。こういうわけですので、できましたら御発言は簡潔に、それから項目はなるべく分けて、多くの委員の方から御発言いただけるようにしたいと思っております。御意見に対する回答は何個かまとめていただくような形で、なるべく多くの方の御質問に効率的に答えていただくような形にしたいと思っております。

それでは、まずはじめにトピックスに行きます。トピックスに関しては、はじめに森林環境税があります。森林環境税については、次の新たな森林管理システムに非常に関係しますので、内容についてはここでは置いておいていただいて、森林環境税の創設の話についてここに入れていかどうかという御判断についての御意見もいただきたいと思っておりますが、まずは5つのトピックスの項目や内容について御意見、御質問等がありましたらお願いします。

トピックスについて、いかがでしょうか。

○中越委員 まず、森林環境税について、平成31年度から、いわゆる譲与税を出していただくことになりました。長い間の皆さんの御指導、御協力に、制定に至るまでの御協力に感謝を申し上げます。

それで、新たな森林管理システムについて、いわゆる意欲ある林業事業者ということで、私たち山側の人間として、今特に関心を寄せております。県であったり国であったり市町村であったりということが認定事業者ということになるだろうと思っておりますけれども、そうしたものが少しでも分かればいいかなと感じております。

森林組合としては、施業の集約化であったり、森林所有者との仲立ちというかそういうところから仕事をしてきたわけですが、今後はそれにかわって市町村が基本的にはやっていくということでありますので、そうしたことも含めて民間事業者への委託であったりということができると考えています。地域の森林管理を担う事業者として森林組合が重要な役割になってくるだろうと思っておりますので、森林組合のそうした経営の健全化というものについても、是非とも御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○土屋部会長 ありがとうございます。今の件は、どちらかというと第I章に関連した御意見と考えてよろしいでしょうか。

○中越委員 はい。

○土屋部会長 ほかはいかがですか。

○丸川委員 税を入れるときは、政策がはっきりしていて、その政策を踏まえて入れるという手順と、それからもう一つは、国民の理解というのが非常に大きいとっております。

前者については、私も石石税の時には、産業界としては、賛成せず、反対しましたけれども、今回の場合は、政策ありきで多分議論をされているので、その政策を踏まえて税を取って投入する、という意味で言うといいのではないかなとっております。ただ、この関係の最近の新聞記事を見ますと、どうしても、使途が曖昧にならないようにとか、曖昧になるのではないかな、みたいな書き方をする新聞が多うございます。今日お集まりの方とか、あるいは我々の林業の委員会のメンバーは理解するのですけれども、林業に関わらない国民に納得してもらうような広報活動を是非やっていただいて、なるほど、やはり国民みんなで負担すべきものなんだなということを理解してもらうことが非常に重要なのではないかなと考えております。税そのものについて反対、賛成する立場ではございませんけど、政策ありきなので、それを是非やっていただければということです。そういう意味では、森林・林業白書の説明の意味合いが重いと思っております。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。皆さんやはりここでは森林環境税、新たな森林管理システムに引っ張られますので、その部分は次に検討します。ですので、森林環境税創設以外の、つまり日EU・EPAの大枠合意と地域内エコシステムと「日本美しい森 お薦め国有林」、それから「明治150年～森林・林業の軌跡～」について御意見、御質問等がある、もしくは今からだとちょっと難しいかもしれませんが、これを入れたほうがいいんじゃないかというのがありましたら。それはいかがですか。

○塚本委員 提示をいただきましたこの5項目については、森林、林業の現状をよくおさえられており、この内容で進めていただければと思います。

特に、「明治150年～森林・林業の軌跡～」については、森林法の制定や戦後荒廃した森林を回復させ今日の森林資源がどのように形づくられてきたかということをご丁寧に解説いただければと思います。森林環境税から始まり明治150年で締めていただくと、全体的なバランスも非常によくなるのではないのかと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

ちょっと私からも一言別のところで。「地域内エコシステム」の構築に向けてということで、

これは内容については全く異論はなくて、これを載せることも構わないのですが、もうこれは政策の用語として使われているので、それをどうこう言うことはできないと思うんですけど、「エコシステム」というと、我々森林系の人間だと、普通、生態系というふうに見てしまうのですが、おそらくこれは生態系ではないので、何かその辺について誤解を招かないような少し説明というか、注釈のようなものをつけていただけるといいのかもしれないと思います。

それからもう一つ、森林環境税に自ら少し入ってしまいますけれども、もしもここで書かれるとすると、例えば内容については第Ⅰ章でやるので、先ほど企画課長から説明が少しありましたけれども、これまで森林環境税は実現まで本当に長い歴史を経ていますが、おそらく国民の方、ほとんどそういったことはお忘れだと思うので、ここではその辺のところをかいつまんで、例えば簡単な年表のようなものでもできるといいのではないかと思います。

トピックスについてほかにいかがでしょうか。

○松浦委員 「明治150年～森林・林業の軌跡～」に関してですが、やはりこれ以前の日本の森林の状態にも少し触れていただくと理解が進むのかなと思いました。というのは、古くは鎌倉時代ぐらいからたたら製鉄とか製塩とか、あと製陶や木材利用などによって、ずっと800年ぐらい日本の森林はかなり荒廃していました。その中での明治時代における森林法の制定、それと戦後の積極的な造林があったので現在の姿があると思います。この一連の時系列の流れと現状なども紹介していただくと、豊かな森林を守り育てていく森林環境税の役割もよりいっそう明確化されるんじゃないかなと感じました。その辺を御検討いただければなと思います。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

この辺でももしも御回答等がありましたらお願いします。

○山口企画課長 塚本委員、ありがとうございます。基本的には、この方向でやっていきたいと思っております。

エコシステムのところは、もう用語として使われているものなので、工夫させてください。

あと、我が国の森林の推移については、どういう形で入れられるか検討してみたいと思います。

年表のほうも、部会長のお話もありましたので工夫したいと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

一応トピックスについては後で時間があれば御意見いただくとして、少し前に進めてよろしいですか。ありがとうございます。

では、一応トピックスはこの項目と内容でいくということで先に進ませていただきます。

第Ⅰ章です。新たな森林管理システムの構築については様々な御意見があり得るんですが、このシステム自体、もしくは森林環境税自体についての御意見というのは、ここは少し中心的な場ではないと考えています。つまり、ここは施策部会で白書の内容ですので、白書の内容としてどう書くか、どう取り上げるかという観点で、少しひねった形で御意見、御質問いただくとありがたいと思っています。いかがでしょうか。

○田中委員 5ページの「4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携」○の上から2つ目、「素材生産業者等と製材業者との間」、この文章なんですけれども、ここは「流通コストの削減等に向けた取組を推進」というのが主題なのでしょうが、ここに「様々な主体が介在し」と書いてあります。実は木材産業をやっていると、彼らがいなくて木材は回らない。こういう業者さんを全部含めたような大規模製材会社、あるいは販売力を各支店で持ってやっているような会社は彼らがいなくても流通コストが削減ができるんですけど、現状の国産材の製材をやっている会社は販売能力がないですから、原木市場があったり、あるいは、製品市場があったり木材問屋がないと、実際には物が動かないシステムになっております。ですから、この最後の「運搬の効率化など流通コストの削減」というのは必要なんですけれども、連携を密にするとかグルーピング化をするとか、あるいは、大きな会社1社で全部これをするとか、そういうまとめ方をしていただければよいのではないかと思います。この文章を読んでいくと、原木市場が悪いとか、製品市場が悪いとかそういうぐあいに捉えられやすいように思うのですが、これがないと木材流通は成り立ちませんので、そこら辺の表現を工夫していただきたい。

○土屋部会長 ありがとうございます。特にこれ2行目の「介在」という言葉が少しどうかということになりますかね。

ほかはいかがでしょう。

○塚本委員 今回の特集章の「新たな森林管理システムの構築」については、川上から川下までの現状や課題について丁寧に記載いただく必要があると思います。特に、新たな森林管理システムを構築しなければならない理由の部分となるのが「1. 我が国の森林管理を巡る課題」だと思います。「(2) 我が国林業の構造的な課題」については、オーストリアとの比較もされるということですので、全体を通して分かりやすく丁寧に書き込んでいただきたいと思います。そうすることにより、森林環境税の創設の必要性などが明確になるのではないかと思います。新しい税がスタートする重要な節目のときでもございますので、1.の部分について

の記述の充実をよろしく願いたします。

○土屋部会長 ありがとうございます。実は私もついでに1.のところがやはり重要だと思っていて、前にもちょっとお話ししたことがあるんですけども、森林管理システムという、実は天然林も含めた全体が森林の管理だと一般の国民の方はってしまう可能性があるので、森林管理は当然天然林も含めた形でももちろんやるだけけれども、この森林管理システムの対象とは人工林であるということを、分かりやすく示していただいたほうがいいのではないかとというのが1点です。

それからもう一つは、オーストリアを事例として挙げるのは非常にいいんじゃないかと思うんですが、できましたら、そのオーストリアの位置付けを、例えばヨーロッパの各国と日本を入れたようなグラフのようなもので、例えば森林所有者の平均の所有面積とかヘクタール当たりの森林蓄積とか、おそらくオーストリアは全体の中では結構日本に近いところにくるはずなので、おそらく考えられていると思うんですけども、そういうものも示して、この例示の意味を明らかにしていただくのもいいのではないかなと思います。

○丸川委員 塚本先生と土屋先生の意見と同じなのですが、オーストリアを例として出されたのはいいと思うんですけども、何でオーストリアなのかというのと、出すからにはインプリケーションというか含意というか、オーストリアでやることを、日本もまねるというか、使ってやっていくぞ、といった強い意思、あるいは日本とオーストリアとの違いがあるなら、それはオーストリアのようにはできないというようなところとか、そこら辺を強く出されたほうが読み手としては、なるほど、オーストリアと比較することの意味があるんだなと思えていただけるのではないのでしょうか。お二人と同じように、丁寧にここを書かれるのがいいのではないかなと思っております。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

少したまりましたので、いかがですか。

○山口企画課長 総論で言えば、皆様方の意見を踏まえてさらに文章のほうについては練らせていただきたいということになります。

順序が逆になりますが、土屋部会長と丸川委員の意見の方から話をさせていただきたいと思っております。

まず、部会長おっしゃるとおり、我々もう少し、確かにオーストリアと日本の位置付け、ほかのヨーロッパ諸国との位置付けがどうなっていて、今回のオーストリアを取り上げることに

よってどういう政策的な含意があるんですかということ本文の中ではもう少し深掘りをしていきたいと思っております。

あと当然のことながら、1. の出だしの部分、何で今回の改革が必要なのかということも、それも際立つように丁寧に書いていきたいと思っておりますが、まず政策的な含意で言うと、今、どうもオーストリアの事例を見ていると、製材における技術革新と、山元というか川上における原木供給の安定化のための組織づくりみたいなものが同時並行的に政策的に起こって、供給量が少なかった状況から、きちんと大規模工場に安定的に供給できる体制がしっかり整っていったということが多分一つの含意なのかなと認識をしておりますので、そういう意味で、オーストリアの事例というのは我が国のこれからの流通構造改革を含め、川上のほうの組織化をして大規模化していく必要性を含めいろいろなサジェスションがあるんだと思っています。

田中委員の話でいうと、いろいろ農業の市場の話もそうですけど、卸売業者自身が大切かどうか、あるいは卸売業が大切かどうかという、卸売業自身が無くなったりすることは私も多分ないと思うので、卸売というものが大切であることには違いないとは思いますが、一方で、時代の様子に合わせて卸売の仕方とか卸売の考え方というのは多分、相手先も含めて変わってくるんだとは思っていますので、そういう意味での流通の変革というのを少しオーストリアの事例にも触れながら御紹介させていただけるとありがたいかなと思います。

いずれにしても、田中委員からご意見を今回いただきましたので、それを踏まえてもう一回検討をしっかりとしていきたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

もうそろそろほかのところに移らなければいけないんですが、なるべく委員の方全員から御意見をいただきたいので、特に第Ⅰ章は大事なところなので、葛城委員、いかがですか、もしもあれば。次でいいですか。

実はもう一点、私のほうからあるんですが、これはここに書いてあることではないんですが、報道を見ますと、いろいろな報道機関の報道で「森林バンク」という言葉が出てきます。多分行政のほうでは使われていないと思うんですが、でも使ってしまったらそれが広まるのでしょーうし、あれが非常に流布してしまっている状況があると思うんです。もしもそれが少し誤解に基づくのであれば、何かそれをある意味で説明するような文言がどこかにあったほうがいいのかどうか、これは高度な判断が必要だと思うんですけれども。

○山口企画課長 検討させてください。

○渡邊林政部長 林野庁は「新たな森林管理システム」と言っていて、それで今回の税の

関係もそういうワーディングで両党のほうからも書いていただいています。

○土屋部会長 あともうお一人ぐらい、もしも御意見があればいただきたいのですが、いかがですか。

○松浦委員 すみません、森林環境税ですけれども、市町村が実施する森林整備等に必要な財源を充てるということですが、徴収は平成36年度からということで良いのでしょうか。そうすると、現在の日本の森林状況は齢級別の面積や材積、さらに要間伐面積などがどんどん動的に変化している途中なのですが、そういった状況にきちんとうまく対応できるような行動計画になっているのかを確認したいと思いました。いかがでしょうか。

○小坂計画課長 マクロに試算している世界で言えば、私有林の人工林が多分570万ヘクタールぐらいありまして、そのうち約3分の1の210万ヘクタールが、例えば奥地にあつて傾斜が急で、地位が低くてあまりいい木が育たない、そういうような森林が私有林の人工林のうち210万ヘクタールあると思っています。それを間伐して、大綱にも書いているように、広葉樹を入れて育成複層林に誘導していく。そうなってくると、だいたい年間10万ヘクタールぐらいの作業・整備量が必要となつてきて、そういうものをやる上で今回の森林環境税、おおむね将来的には体制を整備して600億円になっていくんですけど、それと合致していくというようなものを踏まえ、規模なんかも考えているところです。

○宮澤木材産業課長 田中委員からの御意見に関して、コメントさせていただきたいと思ひます。

やはり今回、川上のほうで意欲と能力のある林業経営体に事業を集中していく。林業経営体、素材生産をやる方は意欲と能力をしっかり持つように背中を押していくわけですがけれども、当然それと連動して原木の流通あるいは製品の流通も高度化していかなければいけないと思っています。ですから、流通が不要ということではなく、流通が高度化していかなければいけないとの問題意識が書いてあります。文章を書いていく中でその辺の誤解がないように丁寧に書いていきたいと思ひますが、こういう人たちがいなくていいということではなく、変わっていかなければいけないということを強く思っているということでございます。

○小坂計画課長 すみません、数字の訂正で。570じゃなくて、私有林の人工林は670万ヘクタールで、そのうちの210万ヘクタールということですよ。

それとあわせて、トピックのところでも丸川委員から森林環境税についてコメントいただきました。これは、今回の白書というよりか将来、使途についてきっちり国民が納得できるような形を示していかなければいけないということだと思ひますので、大綱にも使途をちゃんと

公表するというのも位置付けていますし、それを林野庁としてどういうふうに国民に伝えていくかということは将来の宿題として考えていきたいと思っているところでございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

それでは、少し時間を過ぎておりますので、第Ⅰ章はひとまず終わりにしたいと思います。

続きまして、第Ⅱ章です。森林の整備・保全、4ページにまとめていただいておりますので、この4ページ分についてどこからでも結構ですので、御質問や御意見をお願いいたします。

○葛城委員 8ページの森林被害対策の推進の中の野生鳥獣に関する部分で意見と質問をさせていただきます。

まず、8ページ右下の野生鳥獣による森林被害面積の推移のグラフはとても分かりやすくてすばらしいのを掲載していただいたなと思っております。皆さんのお力のおかげで少しずつでもこうやって被害面積が減っているんだなということを視覚的にもよく理解できますので、ありがたい図だなと思っています。

被害面積に関してはこれでよく分かるんですけども、リクエストとしましては、シカの概数、どこまで減らそうかという目標と、それに向けての達成度がどれぐらいかということも書いていただきたいなと。あと、獲ったシカの食肉活用率なんかも国民が知るとショックなぐらい低いですね。それも国民を巻き込んでいく上では知ってもらいたい情報なので、そういうところも書いていただくとともに、これまでの白書にも紹介はありましたけれども、ジビエ等として活用していく事例を是非今回もお願いしたいなと。

あと移動式解体車についてはこれまでの白書では紹介していませんでしたっけ。していたらオーケーです。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

少しまとめて御回答いただくとして、ほかにいかがですか。

○塚本委員 7ページのところでございますけれども、「3. 森林保全の動向」では、「流木災害等に対する治山対策検討チーム」の中間取りまとめの概要が取り上げられていますけれども、九州北部豪雨等での流木による被害が国民の脅威となっていることから発生のメカニズムやどのような形で防いでいくのかということについて、写真なども使って詳しく分かりやすく御説明をいただければと思います。私も大変関心を持っておりタイムリーな内容だと思います。

○土屋部会長 あともう一つぐらいいかがでしょうか。よろしいですか。

私は質問というか意見というか、単に見解の表明なんですけれども、先ほど御説明の中で、

研究・技術開発と普及の推進というのを分けたということは非常に私は重要だと思っていて、研究・技術開発については前回、特集章でも取り上げたところですので、その流れで是非やっていきたいと同時に、普及が常にいつの時代でも重要な部分だと思いますので、その辺のところもしっかりやっているということを国民の皆さんにも示すような、もしもあれば新しい図や表があればいいなというふうに思っております。

特になければ、御回答いただけますか。

○上研究指導課長 葛城委員からいただきました御意見ありがとうございます。

被害は少し減ってきているということと、あと生息数も環境省の推計値が出たものでは、27年度の数字が減っております。委員おっしゃられたように、一定の効果も出てきているものではないかなと思っております。

委員おっしゃられたのは被害数の目標ということだとは思いますが、御承知のように、捕獲数や生息数の目標は持っておりまして、それに向かって取り組んでいます。実際に被害の態様は、食害ですとか剥皮害ですが、それと被害量との関係は非常に難しいところがございます、我々としては、とにかく根絶を目標にしていくということを考えておりますので、そういう目標は持っておりませんが、捕獲の取組と併せて、被害の状況を書かせていただきたいというふうに考えております。また、ジビエの関係も記述もするように考えております。

○猪島治山課長 塚本委員からお話のありました流木災害の関係でございますが、流木災害を防ぐための災害の発生メカニズムと今後の対策のあり方につきましては、読んでいただく国民の皆様理解しやすいような記述に努めていきたいと思っております。

○土屋部会長 御回答ありがとうございます。

あと1つぐらい、もしもあれば、ここは一旦よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、次に行きたいと思っております。次は、10ページから4ページにわたる第Ⅲ章の林業と山村（中山間地域）の部分についてです。

これについても、また御質問、御意見、各委員からお願いいたします。いかがでしょうか。

○葛城委員 11ページの右下の林業従事者数の推移の中で御説明で、ここにはまだ反映されていないですけれども、27年度は残念ながら高齢化率が上がって、若年者率が下がってしまいましたというお話がありました。この理由はどのあたりにあると分析されているかということをして是非伺いたいと思っております。

以上です。

○土屋部会長 少しお考えください。

ほかはいかがですか。

では、これは13ページになりますが「3. 山村の動向」のあたりのところなんですけど、基本的にこういうのを見ますと、例えばこのグラフにあるように、振興山村の人口はどんどん減っているということにすぎないんですけども、最近時々報道等でもありますし、いろいろなどころの調査でも出てくるんですけども、市町村の中で実は社会増に転じているところも、自然減を補うまでいっていないにしても、社会増の市町村というのは結構山村部、中山間地域に出てきているようなので、何かその記述もしくは統計的なものがあると、全体として高齢化、過疎が進んでいるわけではないというのがおそらく出てきているのではないかと思うので、少しそういうのがあればなと思いました。

それからもう一点、山村の活性化のところ、先ほども御説明の中に実はあったんですけども、農林水産省全体で「農泊」をやっていますし、最近、いわゆる国有林でも当然やられているんですけど、民有林も含めてかなりインバウンドを意識したような観光の推進ということが行われていて、これはある意味で慎重に行わなくちゃいけないんですけども、やはり大きな、これまでとは少し違った動きだと思いますので、それをこの山村の活性化あたりで少し具体的に記述いただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○塚本委員 13ページの3. 山村の動向の「(2) 山村の活性化」の一番下の○の部分に「自伐林家」のことを取り上げていただいております。森林環境税の創設や新しい森林管理システムの構築など森林、林業が大規模化の方向に向かう中で、「自伐林家」として中山間地域で小規模な林業を実践されている方々は、今も地域社会の重要な担い手ですので、自伐林家の方々が果たしている役割についても触れていただければと思います。

○土屋部会長 少したまりましたので、御回答、御説明いかがですか。

○遠山経営課長 林業従事者数のところですが、総じて若年化の傾向というのは引き続きあるのではないかなとは思っていますが、そういった中で、今後の趨勢としてどうなっていくのかというのはよくよく注視しなきゃいけないと思っています。ただ、現実的にこれこれこういう理由で、あるいは社会・経済の全体的な動向がこうなっているのというところまでまだ分析し切れていないので、引き続き分析を進めるとともに、今後またさらに5年後に数値が出たときに、一定のトレンドがあるのか、あるいは横ばいになっているのか等々、そこら辺はより明らかになるものと思っています。

あと「自伐林家」については、森林・林業基本計画でも、地域の森林・林業を効率的かつ安定的な林業経営体とともに支える主体として位置付けておりまして、毎年の白書におきましても一定の役割評価をした上で記載をさせていただいております。新たなシステムの下でも、きちんと収益の上がる形で継続的な主伐・再造林、そういったことも含めて適切な経営を持続的にできるのであれば、いわゆる自伐林家というのももちろん対象にはなり得ると思っております。ただ、そもそも自伐林家と一口に言いましてもその定義とは何ぞやというところに行き着いてしまうわけございまして、ある意味、いろんな解釈があって答えがないようなことにもなってしまうんですけれども、意欲と能力があれば対象にはなってくると思いますので、そういったことも含めて現在検討中でございますので、制度・仕組みにつきまして更に検討を進めるとともに、白書の方につきましては、引き続ききちんと役割・位置付け等を例年と同様に整理していきたいと思っております。

○今泉森林利用課長 土屋先生からお話のあった社会増が起きているような山村地域もあるのではないかというお話、それから観光との関係でインバウンドの関係ですね、この辺、全体の分量・構成の中でどのようなことが書けるかというのもありますので、今後、編集・書き下ろしをする中で、いろいろな例とかデータはそれなりに持っております。ただ、社会増の関係については全国網羅的に調べたようなものは私も存じ上げておりませんで、一部、島根県さんの中山間地域研究センターとかその辺でかなり突っ込んで研究されている例もありますので、その辺の事例というようなことであれば書くことができるのかなと思っておりますので、また検討したいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

実は時間がかなり押しておりまして、次のところに行ってよろしいでしょうか。ありがとうございます。

第IV章、木材産業と木材利用、14ページから17ページまでの部分です。これについて御質問、御意見をお願いします。

○田中委員 田中でございますが、16ページの「(6)プレカット加工業」について、この文章の中の一番最後のところに「CLTのプレカット加工等にも対応」と書いてあります。プレカットのCLTへの加工の対応は、いまいち進んでいない部分があります。それよりも非住宅建築に関するプレカット加工が機械の更新等もあって結構対応ができるようになっておりますので、できましたら、「CLTのプレカット加工等で非住宅建築物の加工にも対応」というぐあいに、CLTばかりではなく、先ほどありましたようにJAS無垢材を使った非住宅への対応もプレ

カットで十分できますよというところが一つ加われば現実味が帯びるのかなと思うのが一つです。もう一つ、木材利用のところで外構材の木材利用について、もうちょっと触れていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○丸川委員 16ページと17ページのところですが、我々は産業界なので、いろいろなところでの利用ということをPRされたらどうかと思っているんですが、たまたま建設系の新聞等を見ますと、長門市役所が木造化をする、ハイブリッド化をするとか、それから商工会議所でも、できれば木造化のチャンスがあればやってみたい、という話が出ていると思います。民間企業でも、企業というよりも病院なんか木造でつくるところできておりますので、あまりプライベートな企業のPRにならない範囲で、市役所とか商工会議所はいいと思いますので、何かそういうものがビジュアルにいくつか事例が出ますと、どんどん木造化されているんだなというのが見えるのではないかと思いますので、その事例を多く入れていただければと思います。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

○塚本委員 16ページの(8)新たな製品・技術の開発・普及については、前回の白書の特集章のテーマが「成長産業化に向けた新たな技術の導入」でしたので、この流れからも新たな項目を立てられることは良いのではないかと思います。

また、「3. 木材利用の動向」の(2)については、住宅分野から建築分野に変更されるということですが、木材利用を住宅から非住宅の中高層の建物にまで広げていこうという新しい流れにマッチをしていると思います。

新たに項目を追加した(8)と、「3. 木材利用の動向」で木材の需要のパイを広げていく新しい取り組みについて分かりやすく丁寧に記載いただければと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

ほか、もう一つぐらいよろしいですか。では、ひとまず御回答いただけますか。

○宮澤木材産業課長 各委員の先生方からいただいた、こういうことを書いてほしいとか、こういう事例を入れてほしいというご意見について、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○玉置木材利用課長 田中委員から外構材ということでお話がございましたが、内外装ということでいろいろやりたいと思いますし、また、丸川委員からも事例の話がございました。別途

ホームページなどで事例集など掲載していますけれども、余白がある限り、そういった事例もしっかり白書に載せていければと思っています。

○土屋部会長 ありがとうございます。あとはよろしいですか。

そうしましたら、18ページからの国有林野の管理経営と、次の第VI章、東日本大震災からの復興も含めて、最後の4ページ分について御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。

では、ユネスコエコパークについてなんですけど、国有林のほうでも書かれていて、それから前のところの生物多様性のところでも書かれているんですけど、これ、誰に質問すればいいのかよく分からないんですけど、これ、どう書き分けるおつもりですか。是非両方とも書くというのは重要だと思うんですけども、同じことを書いても意味がないという気もするので、もしも今方針が決まっていれば。

もう少し、ほかに御質問、御意見ありますか。

○塚本委員 21ページの「2. 原子力災害からの復興」の「(1) 森林の放射性物質対策」につきましては、どのような形で復興が進んでいるかについて、より多くの国民の皆様の理解が進むように丁寧に記載いただければと思います。

○土屋部会長 もう一つぐらいいけるとは思いますけど、いかがですか。

○松浦委員 土屋部会長と質問の趣旨は似ていますが、ちょっと違う点もあります。保護林でユネスコエコパークという話がちょっと出ましたし、そのほか「日本美しい森 お薦め国有林」というのがありました。それから別のキーワードとして、山村の活性化やインバウンドというところがあります。これをうまく利用して、例えば生態系の保護に十分勘案しつつ、インバウンドなどで中山間地の活性化を図るには、やはりトリップアドバイザーなどのインターネット情報などに取り上げられ、入り込み者を呼び込むことが大事かと考えます。ということで、このような方法で中山間地が活性化したような事例などがあれば挙げていただき、山地環境の保全を両立させつつ中山間地を活性化させ方向で資料を収集していただければと考えています。

以上です。

○土屋部会長 今の松浦委員の御意見は私も同じようなんですけども、国有林だけではなくてもう少しほかのところも含めてということになりますかね、はい。

御回答いかがでしょうか。

○吉村経営企画課長 経営企画課長でございます。御意見ありがとうございます。

まず、エコパークの関係ですが、18ページ、国有林の章に記載させていただいておりますのは、切り口として、国有林が設けている保護林ですね、この保護林がエコパークに登録された

ということに着目して記述をさせていただいております。その逆で、前段のところは一般論としてのエコパークを取り扱っているということでありまして、ただ、ここの表現ぶりをどうすれば混乱なく御理解いただけるかという点については、引き続き検討させていただければと思っております。

それから、松浦委員、それから座長からもございましたインバウンド増大のための様々な事例を収集して、しっかりと発信をしていくという点については、私どもまさに美しの森を中心として、国有林を地域の貴重な資源としてしっかりと山村振興に役立てていこうという観点で取り組んでおりますので、国有林としての事例の収集、そしてその発信ということについても工夫をさせていただければと思っております。

○上研究指導課長 塚本委員からいただきました福島の関係でございますけれども、「総合的な取組」の中に具体の事項を書いておりますが、その次の○の里山再生の取組もそのうちの一つでして、そういったことの進捗状況とか具体的な記述を検討させていただきます。

○土屋部会長 ほかはいかがでしょうか。震災関係と国有林関係ですが。

これはまた付け加えるんじゃないですけども、今の福島の話なんですけど、やはり森林については、まだ国民の理解というか認識が足りないというのかな、少ない部分があると思うので、その中でどういう取組が行われているかというのを是非分かりやすく書いていただけるとありがたいと思っております。

ほかはやろしいでしょうか。

○葛城委員 すみません、ちっちゃな質問を。先ほどトピックスで言わなかったことがあるんですけど、言ってもいいですか。

○土屋部会長 ちょっと待ってください。ひとまず今の最後のところを締めてからもう一回やります。

国有林と震災関係はよろしいですか。

そうしましたら、全体の中で言い残したこととか、そういえばというのがたくさんあると思いますので、葛城委員、お願いします。

○葛城委員 トピックスの4つ目の「美しの森」の漢字の読み方なんですけど、是非ルビ振ってください。

○吉村経営企画課長 「うつくしのもり」が正しいので、そのようにルビを振ります。

○土屋部会長 ほかはいかがでしょうか、全体を通じて。

中越委員、全体を通じて何か御意見や御質問はよろしいですか。

○中越委員 結構です。

○土屋部会長 ほかはよろしいですか。そうしましたら、実はもう時間があと4分ぐらいで12時になるところですので、このあたりで本日の審議を閉じさせていただきたいと思います。

皆さん、御協力いただいてたくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。

引き続き、今まさに白書班を中心にこれから本格的な執筆に入るところですので、是非委員の方々からも、後でお気づきになったことがあれば、それをお伝えしていただければ、次の施策部会の際の文章がいいものになると思いますので、御協力お願いいたします。

それでは、私のほうではこれで閉じたいと思いますが、各委員からの御意見を踏まえて、次回の施策部会に向けて具体的な文案については、これから事務局のほうで検討・詰めをお願いいたします。

これで私の役割は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○山口企画課長 ありがとうございます。長時間にわたり熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

私が40分という制約時間を15分も超えてしまいましたので、部会長に大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

次回の施策部会につきましては、来年2月ごろに開催しまして、本日御審議いただいた29年度森林・林業の動向並びに30年度の森林・林業施策の原案について御審議いただく予定となっております。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

まことにありがとうございました。引き続きよろしくようお願いいたします。